



(役員の任免及び任期)
<b>第二十三条</b> 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。
2 会長の任期は、三年以内において定款で定める期間とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の会長の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。
3 役員は、再任されることができる。(監事の兼職の禁止)
<b>第二十四条</b> 監事は、会長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。(代表権の制限)
<b>第二十五条</b> 中央協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。(決算関係書類の提出等)
<b>第二十六条</b> 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。
2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)(参考)
<b>第二十七条</b> 中央協会に、参与を置く。
2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。前項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。
3 参与は、労働災害の防止に関する学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。
<b>第三十条</b> 中央協会は、次の理由によつて解散する。
2 会員の過半数が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一項第一号、第三号及び第四号の事項に係る議事は、総会員の三分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。(会員の議決権)
<b>第三十一条</b> 各会員の議決権は、平等とする。(議決権のない場合)
2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をることができる。
3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合は、適用しない。
<b>第三十二条</b> 中央協会は、次の理由によつて解散する。
2 会員の過半数が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一項第一号、第三号及び第四号の事項に係る議事は、総会員の三分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。(会員の議決権)
<b>第三十三条</b> 各会員の議決権は、平等とする。(議決権のない場合)
2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をることができる。
3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合は、適用しない。
<b>第三十四条</b> 中央協会の清算は、裁判所の監督に属する。
2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督を行なう団体に帰属させなければならない。
3 残余財産は、労働災害の防止のための活動を認めを受けて、財産処分の方法を定めなければならない。
<b>第三十五条</b> 中央協会の清算は、裁判所の監督に属する。
2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督を行なう団体に帰属させなければならない。
3 中央協会の清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。  
 (清算結了の届出)

第三十四条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。  
 (清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十四条の四 中央協会の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。  
 (不服申立ての制限)

第三十四条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。  
 (裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十四条の六 裁判所は、第三十三条の二の規定により清算人を選任した場合には、中央協会が当該清算人に對して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。  
 (検査役の選任)

第三十五条 裁判所は、中央協会の清算の監督が必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前一条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「中央協会及び検査役」と読み替えるものとする。  
 (業務)

第三節 労働災害防止協会

第三十六条 協会は、次の業務を行なうものとする。

一 労働災害防止規程を設定すること。  
 二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。  
 一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。  
 二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。  
 三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

五 調査及び広報を行なうこと。  
 五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

3 協会は、前二項の業務のほか、厚生労働大臣の要請があつたときは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対し第一項第二号の業務を行なうことができる。

4 第十一条第四項及び第十二条の規定は、協会に適用する。この場合において、第十一条第四項中「第一項」とあり、第十二条第一項中「第一条第一項」とあるのは、「第三十六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。  
 (労働災害防止規程)

第三十七条 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。  
 一 適用範囲に関する事項  
 二 労働災害の防止に關し、機械、器具その他設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項  
 三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項

2 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

3 前二項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

(会員)

第四十二条 協会の会員の資格を有するものは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体とする。

2 第十四条第二項及び第十五条の規定は、協会に準用する。

3 第二十二条第二項から第四項まで及び第二十三条から第二十六条まで並びに第二十七条第二項から第四項までの規定は、協会の役員及び参考に準用する。

4 第四十三条 協会は、指定業種ごとに設立する(設立)

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使用する労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。

(発起人)

3 第四十四条 協会を設立するには、その会員にころを要する。

4 第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

(定款)

2 第四十六条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

3 二 目的  
 二 名称

一 業務  
 一 主たる事務所の所在地

五 会員の加入及び脱退に関する事項

(関係労働者等の意見の聴取)

3 協会は、前二項の業務のほか、厚生労働大臣の要請があつたときは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対し第一項第二号の業務を行なうことができる。

4 第十一条第四項及び第十二条の規定は、協会に適用する。この場合において、第十一条第四項中「第一項」とあり、第十二条第一項中「第一条第一項」とあるのは、「第三十六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

5 第二十二条第二項から第四項まで及び第二十三条から第二十六条まで並びに第二十七条第二項から第四項までの規定は、協会の役員及び参考に準用する。

6 第四十七条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

7 第四十八条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

8 第四十九条 協会に、会費に関する事項

9 第五十条 協会に、会員に関する事項

10 第五十一条 協会に、会員の権利及び義務に関する事項

11 第五十二条 協会に、会員会及び総代会に關する事項

12 第五十三条 協会に、会計に関する事項

13 第五十四条 協会に、事業年度

14 第五十五条 協会に、公告の方法

15 第五十六条 協会に、役員として、会長一人、理

事五人以上及び監事二人以上を置く。

16 第五十七条 協会に、役員として、会長一人、理

事五人以上及び監事二人以上を置く。

17 第五十八条 協会に、会員の権利及び義務に関する事項

18 第五十九条 協会に、会員会及び総代会に關する事項

19 第六十条 協会に、会計に関する事項

20 第六十一条 協会に、事業年度

21 第六十二条 協会に、公告の方法

22 第六十三条 協会に、役員として、会長一人、理

事五人以上及び監事二人以上を置く。

23 第六十四条 協会に、会員の権利及び義務に関する事項

24 第六十五条 協会に、会員会及び総代会に關する事項

25 第六十六条 協会に、会計に関する事項

26 第六十七条 協会に、事業年度

27 第六十八条 協会に、公告の方法

28 第六十九条 協会に、役員として、会長一人、理

事五人以上及び監事二人以上を置く。

29 第七十条 協会に、会員の権利及び義務に関する事項

30 第七十一条 協会に、会員会及び総代会に關する事項

31 第七十二条 協会に、会計に関する事項

32 第七十三条 協会に、事業年度

33 第七十四条 協会に、公告の方法

34 第七十五条 協会に、役員として、会長一人、理

事五人以上及び監事二人以上を置く。

35 第七十六条 協会に、会員の権利及び義務に関する事項

36 第七十七条 協会に、会員会及び総代会に關する事項

37 第七十八条 協会に、会計に関する事項

38 第七十九条 協会に、事業年度

39 第八十条 協会に、公告の方法

40 第八十二条 協会に、役員として、会長一人、理

事五人以上及び監事二人以上を置く。

41 第八十三条 協会に、会員の権利及び義務に関する事項

42 第八十四条 协会に、会員会及び総代会に關する事項

43 第八十五条 协会に、会計に関する事項

44 第八十六条 协会に、事業年度

45 第八十七条 协会に、公告の方法

46 第八十八条 协会に、役員として、会長一人、理

事五人以上及び監事二人以上を置く。

47 第八十九条 協会に、会員の権利及び義務に関する事項

48 第九十一条 協会に、会員会及び総代会に關する事項

49 第九十二条 協会に、会計に関する事項

50 第九十三条 協会に、事業年度

51 第九十四条 協会に、公告の方法



